

第13回 定時株主総会 招集ご通知

日時 2023年2月22日(水曜日)
午前10時 (開場時刻：午前9時30分)

場所 東京都千代田区外神田4-14-1
秋葉原UDX南ウイング6F
秋葉原UDXカンファレンスA・B

決議事項

- 第1号議案 剰余金の処分の件
- 第2号議案 定款の一部変更の件
- 第3号議案 取締役6名選任の件
- 第4号議案 監査役3名選任の件
- 第5号議案 会計監査人変更の件

人を想う

<ご来場自粛のお願い>

新型コロナウイルス感染症の拡大防止のため、株主総会会場へのご来場は可能な限り、お控えくださいますようお願い申し上げます。

AHCグループ株式会社

証券コード 7083

株 主 各 位

東京都千代田区岩本町二丁目11番9号
イトーピア橋本ビル2階
AHCグループ株式会社
代表取締役社長 荒木 喜貴

第13回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、当社第13回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申し上げます。

なお、株主の皆様におかれましては、本年は新型コロナウイルス感染症の拡大防止のため、郵送(書面)による事前の議決権行使を頂きますようお願い申し上げます。

つきましては、お手数ながら後記の「株主総会参考書類」をご検討のうえ、同封の議決権行使書用紙に賛否をご表示頂き、2023年2月21日(火曜日)午後6時30分までに到着するようご返送頂きたくお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時	2023年2月22日(水曜日)午前10時
2. 場 所	東京都千代田区外神田4-14-1 秋葉原UDX南ウイング6F 秋葉原UDXカンファレンスA・B
3. 目的事項	報告事項 1. 第13期(2021年12月1日から2022年11月30日まで)事業報告、連結計算書類並びに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件 2. 第13期(2021年12月1日から2022年11月30日まで)計算書類報告の件 決議事項 第1号議案 剰余金の処分の件 第2号議案 定款の一部変更の件 第3号議案 取締役6名選任の件 第4号議案 監査役3名選任の件 第5号議案 会計監査人変更の件

以 上

- 当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。
- 本招集ご通知添付書類のうち、「連結注記表」及び「個別注記表」につきましては、法令及び当社定款第15条の規定に基づき、当社ホームページ(<https://ahc.co.jp/>)に掲載しておりますので、本招集ご通知には記載しておりません。したがって、本招集ご通知添付書類は、監査役及び会計監査人が監査報告及び会計監査報告を作成するに際して監査をした連結計算書類又は計算書類の一部であります。
- 株主総会参考書類、事業報告、計算書類及び連結計算書類に修正すべき事情が生じた場合は、当社ホームページに掲載させて頂きます。
- 第13回定時株主総会の決議の結果につきましては、当社ホームページに掲載させて頂きます。
- 株主総会にご出席の株主様へのお土産及びお飲み物はご用意しておりませんので、あらかじめご了承くださいようお願い申し上げます。

新型コロナウイルス感染症に関するお知らせ

【株主様へのお願い】

- 株主総会当日までに新型コロナウイルス感染拡大防止に対する政府等関係機関より発表があり、対応を変更する場合がございます。当社ホームページ(<https://ahc.co.jp/>)に掲載いたしますので、ご確認くださいませようようお願い申し上げます。
- 株主総会当日、株主様のための消毒液を配備いたします。また、ご来場くださいました株主様は必ずマスクのご持参、着用をお願い申し上げます。
- 会場受付前にてご来場くださいました株主の皆様の検温をさせていただきます。発熱があると認められる方、体調不良と思われる方、海外より帰国され、14日間以上経過されていない方は、株主総会会場への入場をお断りさせて頂く場合がございます。
- 本株主総会におきましては、新型コロナウイルスの感染拡大防止の観点から開催時間の短縮のため、報告事項や議案の詳細なご説明を省略させていただきます。事前にお手元にごございます本招集ご通知の内容をご一読くださいますよう、お願い申し上げます。

【当社の対応について】

- 株主総会時における当社関係者は当日の体調を確認のうえ、マスク着用で対応させていただきますので、ご了承くださいませようお願い申し上げます。
- 新型コロナウイルスの感染状況次第では、株主総会会場、開始時刻等が変更になる場合がございます。その際は当社ホームページ(<https://ahc.co.jp/>)に掲載いたしますので、事前にご確認をお願い申し上げます。

事業報告

(2021年12月1日から
2022年11月30日まで)

1. 企業集団の現況に関する事項

(1) 事業の経過及び成果

当連結会計年度におけるわが国経済は、新型コロナウイルス感染症の感染拡大にともない、依然として厳しい状況が続いておりましたが、国内外における新型コロナウイルスのワクチン接種促進により感染対策に万全を期した経済活動の正常化が進み、景気の持ち直しが期待されています。2022年3月からはまん延防止等重点措置が全面解除され、旅行及び外食等に対する個人消費が緩やかに持ち直しています。一方、世界的な資源価格の高騰や急激な円安の進行等により、依然として国内外における経済の先行きは不透明な状況が続いております。

当社グループを取り巻く事業環境においては、福祉業界では障害者数全体は増加傾向にあり、その内、障害福祉サービス及び障害児サービスの利用者数も2022年8月時点で142.6万人と前年同月と比べ10.5%増加(出典：厚生労働省「障害福祉サービス等の利用状況」)しており、この増加は継続していくものと考えております。

介護業界では「団塊の世代」が75歳以上の後期高齢者世代となる2025年には65歳以上人口は3,677万人、「団塊ジュニアの世代」が全員65歳以上となる2040年には65歳以上人口は3,920万人に達すると推計(出典：内閣府「令和4年版高齢社会白書」)され、高齢者人口の増加にともない、今後も需要の増加と拡大が想定されています。一方で、介護職員の人材不足という課題があります。

外食業界では1月に再適用されたまん延防止等重点措置が3月21日に全面的に解除され少しずつ客足が戻りつつありましたが、7月からの新型コロナウイルス感染症の第7波による感染者数の再拡大に加えて、原材料価格や光熱費等の高騰の影響もあり、引き続き厳しい経営環境が続いております。

このような状況の下、当社グループでは幅広い福祉サービスを提供し、障害者の方々の利便性の向上に貢献するとともに、成長戦略としてM&Aを積極的に行い、事業拡大に努めてまいりました。福祉事業では放課後等デイサービスを新規に4事業所、共同生活援助(グループホーム)を新規に7事業所(65居室)、介護事業では通所介護(デイサービス)を新規に3事業所開設いたしました。一方で、外食事業ではテイクアウト専門業態を1店舗、カツカレー専門店を1店舗閉店いたしました。これらにより、当連結会計年度末の各事業の拠点数は福祉事業84事業所、介護事業40事業所、外食事業7店舗となりました。

以上の結果、売上高4,904,246千円と前連結会計年度と比べ789,920千円(19.2%)の増収、営業損失215,932千円(前連結会計年度は営業損失234,354千円)、経常損失200,480千円(前連結会計年度は経常利益39,254千円)、親会社株主に帰属する当期純損失253,891千円(前連結会計年度は当期純利益1,306千円)となりました。

また、資産は不動産の購入やM&Aにより、現金及び預金が429,744千円減少、売上高増加により、売掛金が158,018千円増加、福祉・介護事業所の新設及び不動産の購入により、建物が155,970千円増加、投資不動産が315,223千円増加、M&Aにより、のれんが291,408千円増加しました。負債は運転資金等の確保により、短期借入金が50,000千円増加、1年以内返済長期借入金が41,472千円増加、長期借入

金が536,638千円増加しました。純資産は減資により、資本金が449,796千円減少、資本剰余金が435,815千円増加しております。

以上の結果、当連結会計年度末における総資産は5,206,497千円と前連結会計年度と比べ478,167千円(10.1%)の増加、負債は4,120,839千円と前連結会計年度と比べ723,959千円(21.3%)の増加、純資産は1,085,658千円と前連結会計年度と比べ245,792千円(18.5%)の減少となりました。

セグメント別の業績は次のとおりであります。

(福祉事業)

福祉事業におきましては、放課後等デイサービスを東京都に1事業所、神奈川県に1事業所、滋賀県に1事業所、三重県に1事業所、共同生活援助(グループホーム)を千葉県に5事業所(46居室)、埼玉県に1事業所(10居室)、三重県に1事業所(9居室)を開設しました。また、M&Aにより愛知県に福祉事業所8事業所取得する等、積極的な事業展開を図りました。これにより、当連結会計年度末時点で84事業所(234居室)となり、売上高2,379,269千円と前連結会計年度と比べ278,399千円(13.3%)の増収、営業利益60,117千円と前連結会計年度と比べ80,579千円(57.3%)の減益となりました。

(介護事業)

介護事業におきましては、通所介護(デイサービス)を東京都に3事業所を開設、10月に1事業所を閉鎖しております。これらにより、当連結会計年度末時点で40事業所となり、売上高1,670,534千円と前連結会計年度と比べ11,848千円(0.7%)の増収、営業損失45,503千円と前連結会計年度と比べ129,594千円(前連結会計年度は営業利益84,091千円)の減益となりました。

(外食事業)

外食事業におきましては、新型コロナウイルス感染拡大の影響を大きく受けることとなりましたが、2022年3月にはまん延防止等重点措置が解除され、客足は徐々に回復傾向にあります。これにより、当連結会計年度末時点で7店舗となり、売上高844,442千円と前連結会計年度と比べ489,671千円(138.0%)の増収、営業損失54,767千円と前連結会計年度と比べ132,493千円(前連結会計年度は営業損失187,260千円)の増益となりました。

セグメント別売上高

事業別	第12期 (2021年11月期)	第13期 (当連結会計年度)
福祉事業	2,100,870 千円	2,379,269 千円
介護事業	1,658,685 千円	1,670,534 千円
外食事業	354,770 千円	844,442 千円
調整額	— 千円	10,000 千円
合計	4,114,326 千円	4,904,246 千円

(2) 設備投資の状況

当連結会計年度に実施した設備投資の総額は652,192千円であり、その主なものは、新規事業所の内装工事費及び福祉事業用の土地・建物等の購入であります。

(3) 資金調達の状況

金融機関等からの借入により1,025,000千円の資金調達を行いました。

(4) 他の会社の株式その他の持分又は新株予約権等の取得又は処分の状況

当社は、2022年9月1日付けで株式会社R A I S E及び株式会社C O N F E Lの発行する全株式を500,302千円で取得し、同社を連結子会社化いたしました。

(5) 対処すべき課題

当社グループが対処すべき主な課題は、以下のとおりであります。

① 人材の確保と育成

当社グループは、事業所の開設を継続して進めておりますが、福祉事業・介護事業・外食事業の各分野は、何れも慢性的な労働力不足の問題を抱えております。この対応として、新卒及び中途の採用手法を多様化することで人材の継続的確保をしていくとともに、階層別研修、評価制度等により、個々の成長をフォローし、当社グループへの帰属意識を高めることで、定着率の安定化を図ってまいります。

② 継続的な事業所開設

当社グループは、幼年から青年、老年に至るまでの生涯福祉サービスの実現のため、継続的に事業所の開設を行い、成長してまいりました。今後も持続的な成長を図るため、物件情報の取得及び地域のニーズに対応した業態の開設を行ってまいります。

③ 管理体制の強化

当社グループは、その中核となる営業の拠点が地域に分散しているため、今後の拠点数の拡大を踏まえ、当社本社を中心とした業務の効率化やリスク管理のための内部管理体制を強化し、企業統治をより機能的に行っていく事が重要と考えております。このため、今後もリスク管理を適切に行える体制整備に努め、効率的な業務フローの改善に取り組み、内部管理体制を強化するとともに、業務の効率化を図ってまいります。

④ 事業所の運営レベルの向上

新型コロナウイルス感染症の影響は、今後も不透明な状況が続くと想定されます。このような状況下でも、利用者様・お客様に安心・安全・快適にご利用頂くため、営業担当者や品質管理担当者の定期巡回等を実施し、運営品質・衛生管理の向上を図ってまいります。

(6) 財産及び損益の状況の推移

① 企業集団の財産及び損益の状況

区 分	第 10 期 (2019年11月期)	第 11 期 (2020年11月期)	第 12 期 (2021年11月期)	第 13 期 (当連結会計年度)
売 上 高	4,120,134 千円	4,086,602 千円	4,114,326 千円	4,904,246 千円
経 常 利 益 又 は 経 常 損 失 (△)	255,468 千円	197,862 千円	39,254 千円	△200,480 千円
親会社株主に帰属する 当期純利益又は 親会社株主に帰属する 当期純損失(△)	178,692 千円	102,757 千円	1,306 千円	△253,891 千円
1株当たり当期純利益又は 1株当たり当期純損失(△)	111.68 円	51.98 円	0.63 円	△121.82 円
総 資 産	2,040,724 千円	3,838,894 千円	4,728,330 千円	5,206,497 千円
純 資 産	269,929 千円	1,355,391 千円	1,331,450 千円	1,085,658 千円
1株当たり純資産額	168.71 円	648.42 円	641.77 円	518.44 円

(注) 収益認識会計基準等を第13期(当連結会計年度)の期首から適用しており、第13期(当連結会計年度)に係る各数値については、当該会計基準等を適用した後の数値となっております。

② 当社の財産及び損益の状況

区 分	第 10 期 (2019年11月期)	第 11 期 (2020年11月期)	第 12 期 (2021年11月期)	第 13 期 (当事業年度)
売 上 高	2,187,147 千円	2,124,059 千円	2,138,377 千円	2,748,852 千円
経 常 利 益 又 は 経 常 損 失 (△)	129,972 千円	2,565 千円	△63,643 千円	△124,546 千円
当期純利益又は 当期純損失(△)	87,253 千円	△24,829 千円	△62,781 千円	△167,120 千円
1株当たり当期純利益又は 1株当たり当期純損失(△)	54.53 円	△12.56 円	△30.07 円	△80.19 円
総 資 産	1,624,226 千円	2,640,056 千円	3,474,378 千円	3,779,480 千円
純 資 産	211,867 千円	1,169,743 千円	1,081,712 千円	922,691 千円
1株当たり純資産額	132.42 円	559.61 円	521.40 円	440.62 円

(注) 収益認識会計基準等を第13期(当事業年度)の期首から適用しており、第13期(当事業年度)に係る各数値については、当該会計基準等を適用した後の数値となっております。

(7) 重要な親会社及び子会社の状況

① 親会社との関係

当社代表取締役社長である荒木喜貴は、当社の親会社等に該当しております。当社は、本社及び開設事業所の賃料等に係る債務保証を受けております。

② 親会社等との間の取引に関する事項

a. 取引に当たっての当社の利益を害さないよう留意した事項

当社は親会社等と取引を行う場合には、一般的な取引条件を参考に、適正な条件で行うことを基本方針とし、取引内容及び取引の妥当性について、少数株主の利益に相反しないかどうか慎重に検討して実施しております。

b. 当該取引が当社の利害を害さないかどうかについての取締役会の判断及びその理由

債務の被保証につきましては保証料の支払いはなく、また、その意思決定におけるプロセス等につきましても、社外役員の経営監視・監督のもと、取引の公正性を確保することで少数株主に不利益を与えないものと判断いたしました。

c. 取締役会の判断が社外取締役の意見と異なる場合の当該意見

該当事項はありません。

③ 重要な子会社の状況

会社名	資本金	当社の出資比率	主要な事業内容
S L カンパニー株式会社	1,000 千円	100 %	福祉事業
テラスワールド株式会社	9,000 千円	100 %	福祉事業
介護ジャパン株式会社	45,000 千円	100 %	介護事業
センターネットワーク株式会社	3,000 千円	100 %	食料品の加工・販売事業
株式会社 R A I S E	1,000 千円	100 %	福祉事業
株式会社 C O N F E L	9,900 千円	100 %	福祉事業

(8) 主要な事業内容

事業	事業内容
福祉事業	放課後等デイサービス事業所・児童発達支援事業所・就労移行支援事業所・就労継続支援 B 型事業所・相談支援事業所・共同生活援助(グループホーム)事業所・生活介護事業所の運営
介護事業	介護デイサービス事業所の運営
外食事業	飲食店(居酒屋等)の運営

(9) 主要な営業所及び工場

名 称	所 在 地
本 社	東京都千代田区
福 祉 事 業	放課後等デイサービス事業所：東京都・千葉県・埼玉県・神奈川県・三重県・滋賀県・愛知県 児童発達支援事業所：東京都・千葉県・埼玉県・神奈川県・三重県・愛知県 就労移行支援事業所：東京都 就労継続支援B型事業所：東京都・千葉県・愛知県 相談支援事業所：三重県・愛知県 共同生活援助(グループホーム)事業所：東京都・千葉県・埼玉県・神奈川県・三重県 生活介護事業所：埼玉県
介 護 事 業	介護デイサービス事業所：東京都・千葉県・埼玉県・三重県
外 食 事 業	飲食店：東京都

(10) 従業員の状況

① 当企業集団の状況(2022年11月30日現在)

従 業 員 数	前連結会計年度末比増減
446 名	59 名増

(注) 上記従業員の他、臨時従業員(パートタイマー及びアルバイト)は388名(ただし、1日8時間換算による)が在籍しております。

② 当社の状況(2022年11月30日現在)

従 業 員 数	前事業年度末比増減	平 均 年 齢	平均勤続年数
239 名	24 名増	38.9 歳	3.10 年

(注) 上記従業員の他、臨時従業員(パートタイマー及びアルバイト)は217名(ただし、1日8時間換算による)が在籍しております。

(11) 主要な借入先

借 入 先	借 入 残 高
独立行政法人 福祉医療機構	2,185,000 千円
株式会社 みずほ銀行	310,012 千円
株式会社 リそな銀行	291,546 千円
株式会社 三井住友銀行	170,010 千円
株式会社 千葉銀行	162,525 千円

(注) 借入残高が100,000千円以上の金融機関等を記載しております。

2. 会社の株式に関する事項(2022年11月30日現在)

- (1) 発行可能株式総数 6,400,000 株
- (2) 発行済株式の総数 2,097,650 株
- (3) 株主数 903 名

(4) 大株主(上位10名)

株主名	持株数	持株比率
YHC株式会社	601,000 株	28.70 %
荒木 喜貴	485,000 株	23.16 %
MSIP CLIENT SECURITIES	81,900 株	3.91 %
株式会社日本カストディ銀行	66,200 株	3.16 %
G2株式会社	61,000 株	2.91 %
村光 伸介	60,000 株	2.87 %
吉元 幸次郎	40,261 株	1.92 %
AHCグループ社員持株会	38,500 株	1.84 %
矢野 範行	34,000 株	1.62 %
荒木 喜嗣	32,800 株	1.57 %

(注) 持株比率は自己株式(3,569株)を控除して算出し、小数点以下第3位を四捨五入しております。

(5) 当事業年度中に職務執行の対価として会社役員に交付した株式の状況

当事業年度中、譲渡制限付株式報酬制度に基づいて、下記のとおり株式を交付いたしました。

区分	株式数	交付対象者数
取締役(社外取締役を除く)	1,069株	4名

- (注) 1. 社外取締役及び監査役に対し、株式の交付は行っておりません。
2. 上記のほか、執行役員に対して譲渡制限付株式9,462株を付与しております。

3. 会社の新株予約権等に関する事項

(1) 当社役員が保有している職務執行の対価として交付された新株予約権等の状況

	第1回新株予約権
発行決議日	2017年10月21日
当社役員の保有状況	新株予約券の数 900個 目的となる株式の種類 普通株式 目的となる株式の数 9,000株 取締役 2名 監査役 1名
新株予約権の払込価額	払込を要しない
新株予約権の行使価額	1個あたり118円
新株予約権の行使期間	2020年2月25日から 2027年10月20日まで
新株予約権の行使条件	(注)3.

- (注) 1. 取締役が保有している新株予約権は、使用人として在籍中に付与されたものです。
 2. 社外取締役が保有する新株予約権はありません。
 3. 当社株式が東京証券取引所に上場した日から、次に記載の区分に従い新株予約権を行使することができる。
 a. 新株予約権の行使期間の始期から1年を経過する日まで
 割り当てられた新株予約権の個数の50%を上限として権利行使できる。
 b. 新株予約権の行使期間の始期から1年を経過する日以降
 割り当てられた新株予約権の個数の100%を権利行使できる。
- (2) 当事業年度中に職務執行の対価として当社使用人等に交付した新株予約権等の状況
 該当事項はありません。
- (3) その他新株予約権等に関する重要な事項
 該当事項はありません。

4. 会社役員に関する事項

(1) 取締役及び監査役の氏名等

地 位	氏 名	担当及び重要な兼職の状況
代表取締役社長	荒 木 喜 貴	
取締役副社長	土 山 茂 太	管理本部長
取 締 役	吉 元 幸 次 郎	介護本部長 介護ジャパン株式会社 代表取締役 株式会社 R A I S E 代表取締役 株式会社 C O N F E L 代表取締役
取 締 役	濱 田 友 則	福祉本部長
取 締 役	武 藤 輝 一	経営管理部長
取 締 役	寺 部 達 朗	Rights and Business Management Japan株式会社 代表取締役 ルスロジャパン株式会社 監査役 WMパートナーズ株式会社 パートナー ソノーラテクノロジー株式会社 監査役 スポーツX株式会社 監査役 株式会社 P R I S M B i o L a b 社外取締役
取 締 役	小 林 典 史	
常 勤 監 査 役	山 口 進	
監 査 役	河 野 博 紀	河野博紀税理士事務所 代表 山電産業株式会社 監査役 L I B E R A 株式会社 監査役 株式会社ワイケー東京 監査役
監 査 役	村 山 輝 紀	法律事務所 芝公園パートナーズ パートナー弁護士

- (注) 1. 取締役 寺部達朗氏及び小林典史氏は、社外取締役であります。
 2. 監査役 山口進氏、河野博紀氏及び村山輝紀氏は、社外監査役であります。
 3. 取締役 寺部達朗氏、小林典史氏、監査役 山口進氏、河野博紀氏及び村山輝紀氏を東京証券取引所の有価証券上場規程第436条の2に基づく独立役員に指定しております。
 4. 監査役 河野博紀氏は、税理士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有する者であります。

(2) 責任限定契約の内容の概要

当社は、取締役 寺部達朗氏、小林典史氏、監査役 河野博紀氏及び村山輝紀氏との間で会社法第427条第1項の規定に基づき、会社法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任限度額は、法令が定める額としております。

(3) 役員等賠償責任保険契約の内容の概要

当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しております。

① 被保険者の範囲

当社の取締役、監査役及び子会社の取締役であり、当該保険契約の被保険者に含まれます。

② 保険契約の内容の概要

被保険者が負担することになる、職務の執行に起因して保険期間中に損害賠償請求された場合の損害賠償金及び争訟費用等の損害を当該保険契約により填補することとしております。ただし、犯罪行為や意図的に違法行為を行った役員自身の損害等は補償対象外とすることにより、役員等の職務の執行の適正性が損なわれないように措置を講じております。

なお、全ての被保険者について、その保険料を全額当社が負担しております。

(4) 当事業年度に係る取締役及び監査役の報酬等の額

① 取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針に関する事項

当社は、2022年1月14日開催の取締役会において、取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針を決議しております。取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針の内容は次のとおりであります。

a. 基本方針

当社の取締役の報酬は、企業価値の持続的な向上を図るインセンティブとして機能するよう、株主利益と連動した報酬体系とし、個々の取締役の報酬の決定に際しては各職責を踏まえた適正な水準とすることを基本方針としております。具体的には、業務執行取締役の報酬は、固定報酬としての基本報酬、業績連動報酬及び株式報酬により構成し、監督機能を担う社外取締役については、その職務に鑑み、基本報酬のみを支払うこととしております。

b. 取締役の個人別の報酬等の内容についての決定に関する事項

個人別の報酬額の決定については、代表取締役が取締役個人別の基本報酬額、業績連動報酬額及び割当株式数の原案を作成し、取締役会は、過半数の独立社外役員を含む3名以上で構成される任意の報酬委員会に諮問し答申を得るものとしております。取締役会は、公正な審議による妥当性及び透明性の確保を図るため、報酬委員会の答申を踏まえ、株主総会の決議した報酬額の範囲内で取締役個人別の基本報酬額、業績連動報酬額及び割当株式数を決議しております。

なお、監査役の報酬は、常勤・非常勤の別、業務分担の状況等を勘案し、監査役の協議により決定しております。

② 取締役及び監査役の報酬等についての株主総会の決議に関する事項

当社取締役の金銭報酬の額は、2019年2月27日開催の第9回定時株主総会において、年額130百万円以内(ただし、使用人分給与は含めない)と決議しており、当該定めに係る取締役の員数は7名であります。また、別枠で、2021年2月25日開催の第11回定時株主総会において、取締役(社外取締役除く。)に対して、譲渡制限付株式報酬として年額26百万円以内(ただし、年10,000株を上限とする。)と決議し

ており、当該定めに係る取締役の員数は5名であります。

当社監査役の金銭報酬の額は、2019年2月27日開催の第9回定時株主総会において、年額20百万円以内と決議しており、当該定めに係る監査役の員数は3名であります。

③ 取締役の個人別の報酬の決定に係る委任に関する事項

当社においては、取締役会にて取締役の個人別の報酬の具体的内容を決定しております。

④ 取締役及び監査役の報酬等の総額等

役員区分	報酬等の総額 (千円)	報酬等の種類別の総額(千円)			対象となる 役員の員数(人)
		基本報酬	業績連動報酬	非金銭報酬等	
取締役 (うち社外取締役)	93,581 (6,600)	92,904 (6,600)	－ (－)	677 (－)	7 (2)
監査役 (うち社外監査役)	8,640 (8,640)	8,640 (8,640)	－	－	3 (3)

(注) 非金銭報酬等の内容は、譲渡制限付株式報酬を交付しております。当事業年度における交付状況は、「2. (5)当事業年度中に職務執行の対価として会社役員に交付した株式の状況」に記載のとおりとなります。

(5) 社外役員に関する事項

① 重要な兼職先である法人等と当社の関係

区 分	氏 名	重要な兼職の状況	兼職先と当社との関係
社外取締役	寺部 達朗	Rights and Business Management Japan株式会社 代表取締役、 ルスロジャパン株式会社 監査役、 WMパートナーズ株式会社 パートナー、 ソノーラテクノロジー株式会社 監査役、 スポーツX株式会社 監査役、 株式会社PRISM BioLab 社外取締役	特別な関係はありません。
社外監査役	河野 博紀	河野博紀税理士事務所 代表、 山電産業株式会社 監査役、 LIBERA株式会社 監査役、 株式会社ワイケー東京 監査役	特別な関係はありません。
社外監査役	村山 輝紀	法律事務所 芝公園パートナーズ パートナー弁護士	特別な関係はありません。

② 主要取引先等特定関係事業者との関係

該当事項はありません。

③ 当事業年度における主な活動状況

区 分	氏 名	出席状況及び発言状況並びに社外取締役が果たすことが期待される役割に関して行った職務の概要
社外取締役	寺部 達朗	当事業年度に開催した16回の取締役会の全てに出席し、主に会社経営者としての見地から、取締役会の意思決定において、適切な助言・提言を行っております。
社外取締役	小林 典史	当事業年度に開催した16回の取締役会全てに出席し、主に人事分野の業務経験と幅広い知見を有しており客観的かつ独立的な経営監視の見地から、取締役会の意思決定において、適切な助言・提言を行っております。
社外監査役	山 口 進	当事業年度に開催した16回の取締役会及び16回の監査役会全てに出席し、主に出身分野である監査役としての見地から、取締役会の意思決定において、適切な助言・提言を行っております。
社外監査役	河野 博紀	当事業年度に開催した16回の取締役会及び16回の監査役会全てに出席し、主に税理士として培ってきた豊富な経験・見地から、取締役会の意思決定において、適切な助言・提言を行っております。
社外監査役	村山 輝紀	当事業年度に開催した16回の取締役会及び16回の監査役会全てに出席し、主に弁護士として培ってきた豊富な経験・見地から、取締役会の意思決定において、適切な助言・提言を行っております。

- ④ 当社の報酬等の額及び当社の親会社等又は当社親会社等の子会社等から当事業年度の役員として受けた報酬等の額
該当事項はありません。

5. 会計監査人の状況

(1) 会計監査人の名称

EY新日本有限責任監査法人

(2) 当連結会計年度に係る会計監査人の報酬等の額

① 公認会計士法第2条第1項の業務に係る報酬等の額 36,950千円

② 当社及び子会社が支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額 36,950千円

(注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引所に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当連結会計年度に係る報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。

2. 当社監査役会がEY新日本有限責任監査法人の報酬等について同意した理由は、監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況及び報酬見積り等が当社の事業規模や事業内容に適切であると判断したためであります。

(3) 非監査業務の内容

該当事項はありません。

(4) 子会社の監査に関する事項

該当事項はありません。

(5) 責任限定契約の内容の概要

該当事項はありません。

(6) 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等その他その必要があると判断した場合は、会計監査人の解任又は不再任に関する議案を決定し、取締役会は、当該決定に基づき、当該議案を株主総会に提出いたします。

また、監査役会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役全員の同意に基づき監査役会が、会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会におきまして、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。

6. 会社の体制及び方針

(1) 取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況の概要

当社は、会社法及び会社法施行規則に定める「業務の適正を確保するための体制」について取締役会において決議しております。その概要は以下のとおりであります。

- ① 取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
当社は、全てのステークホルダーに対する企業価値向上を経営上の基本方針とし、その実現のため取締役及び従業員は、法令や定款等を遵守することの徹底を図るとともに、リスク管理体制の強化に取り組む。また、反社会的勢力等の排除に向けた対応体制を整備する。
- ② 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制
当社は、諸規程にのっとり、取締役の職務の執行に係る情報等を文書に記録して保存及び管理する。
- ③ 損失の危険の管理に関する規程その他の体制
当社は、業務遂行に係るリスクを的確に評価・認識し、各々のリスクにつき、これを未然に防止するための措置を行うことでリスク管理体制の充実を図る。
- ④ 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
当社の取締役は、取締役会決議に基づき当社の職務執行を行う。重要事項については、効率性の観点から、事前に協議を行った上で取締役会にて決議する。
- ⑤ 使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
当社は、企業活動に関連する法規の周知並びに会社規程類等の継続的整備と周知を図るとともに、定期的な内部監査により、必要な改善を図る。
- ⑥ 当社及びその連結子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制
当社は、関係会社管理規程を定め、各担当部門が業務執行の状況について管理及び支援を行う。また、定期的な内部監査により、必要な改善を図る。
- ⑦ 監査役が職務を補助する従業員を求めた場合における従業員に関する体制
監査役がその職務を補助すべき従業員を置くことを求めた場合、従業員から監査役補助者を任命することができる。
- ⑧ 前号の従業員の取締役からの独立性に関する事項
監査役補助者の評価、任命、解任、人事異動、考課等については、監査役の同意を得た上で取締役会が決定する。
- ⑨ 監査役が職務を補助すべき従業員に対する指示の実効性の確保に関する事項
監査役補助者は、監査役の指示の実効性を確保する観点から、監査役の指揮・命令に服する。
- ⑩ 取締役及び従業員が監査役に報告をするための体制その他の監査役への報告に関する体制
監査役が経営に関する重要な会議に出席し、取締役等から職務の執行状況の報告を受けること、及び重要な決裁書類を閲覧し、経営情報をはじめとする各種の情報を取得することができる体制をとる。

- ⑪ 監査役へ報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制
監査役へ報告をした者に対して、いかなる不利益な取扱いも行わない。
- ⑫ 監査役職務の執行について生ずる費用等の処理に係る方針に関する事項
当社は、監査役がその職務の執行にともない生ずる費用を請求するときは、これに応じる。
- ⑬ その他監査役職務の執行が実効的に行われることを確保するための体制
監査役が取締役会をはじめとする会議で意見陳述することや、必要とする資料を閲覧することができる体制を整備することで、実効性を確保する。また、代表取締役と監査役は、経営環境や重要課題等について相互に認識を深めるため、随時協議を行う。

上記体制の運用状況

当社は、「内部統制システムの構築に関する基本方針」を継続的取り組みの基本方針と捉え、毎事業年度に見直しを行ってまいります。また、内部統制システムの運用上見出された問題点等の是正・改善状況や必要に応じて講じられた再発防止策への取り組みを行うことにより、適切な内部統制システムの構築・運用に努めております。当事業年度においては、内部統制システムの運用上新たに見出された問題等について、適時・適切に是正・改善し、必要に応じて再発防止への取り組みを実施いたしました。

(2) 株式会社の支配に関する基本方針

当社は、財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針は定めておりません。しかしながら、不適切な者が支配を獲得する可能性がある場合には、速やかに支配されることを防止するための体制を整える予定であります。

(3) 剰余金の配当等の決定に関する方針

当社では、株主の皆様への利益還元を経営の重要な施策の一つとして位置付けており、将来における企業成長と経営環境の変化に対応するために必要な内部留保を確保しつつ、安定的な利益還元を継続的に行うことを基本方針としております。今後の利益還元につきましては、経営成績を勘案しながら適宜対応していく予定であります。

また、毎事業年度における剰余金の配当の回数につきましては、中間配当と期末配当の年2回とし、これらの配当の決定につきましては、期末配当は株主総会、中間配当は取締役会としております。なお、当社は、取締役会決議により毎年5月31日を基準日として中間配当を行うことができる旨を定款に定めております。

(注) 本事業報告中の記載金額・株数は、表示単位未満を切り捨て(小数点以下の表示は四捨五入)して表示しております。

連結貸借対照表

(2022年11月30日現在)

(単位：千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)		(負債の部)	
流動資産	3,111,938	流動負債	1,061,927
現金及び預金	2,058,618	買掛金	46,101
売掛金	914,073	短期借入金	50,000
棚卸資産	9,854	1年以内返済長期借入金	451,474
その他	150,992	リース債務	3,592
貸倒引当金	△21,600	未払法人税等	13,562
固定資産	2,092,005	未払費用	350,732
有形固定資産	1,219,850	賞与引当金	30,547
建物	655,879	その他	115,916
建物附属設備	414,442	固定負債	3,058,912
土地	318,131	長期借入金	3,050,409
建設仮勘定	88,089	繰延税金負債	340
その他	155,755	資産除去債務	1,175
減価償却累計額	△353,500	その他	6,986
減損損失累計額	△58,946	負債合計	4,120,839
無形固定資産	343,843	(純資産の部)	
のれん	303,551	株主資本	1,085,658
その他	40,291	資本金	50,000
投資その他の資産	528,311	資本剰余金	931,868
投資不動産	315,223	利益剰余金	107,845
減価償却累計額	△3,717	自己株式	△4,055
長期貸付金	7,138		
繰延税金資産	30,275		
その他	179,392		
繰延資産	2,553		
開発費	2,553	純資産合計	1,085,658
資産合計	5,206,497	負債・純資産合計	5,206,497

連結損益計算書

(2021年12月1日から
2022年11月30日まで)

(単位：千円)

科 目	金 額	金 額
売上高		4,904,246
売上原価		4,657,213
売上総利益		247,032
販売費及び一般管理費		462,965
営業損失		215,932
営業外収益		
受取利息	102	
受取家賃	15,604	
雇用調整助成金	6,222	
新型コロナウイルス感染症による助成金収入	5,857	
新型コロナウイルス感染症拡大防止協力金	25,236	
雑収入	17,593	70,616
営業外費用		
租税公課	20,267	
減価償却費	3,718	
支払利息	9,667	
雑損失	21,509	55,163
経常損失		200,480
特別利益		
固定資産売却益	9,884	9,884
特別損失		
固定資産売却損	48	
固定資産除却損	458	
減損損失	50,320	50,827
税金等調整前当期純損失		241,423
法人税、住民税及び事業税	16,228	
法人税等調整額	△3,760	12,468
当期純損失		253,891
親会社株主に帰属する当期純損失		253,891

連結株主資本等変動計算書

(2021年12月1日から
2022年11月30日まで)

(単位：千円)

	株 主 資 本					純資産合計
	資 本 金	資本剰余金	利益剰余金	自 己 株 式	株主資本合計	
当期首残高	499,796	496,052	361,737	△26,136	1,331,450	1,331,450
当期変動額						
親会社株主に帰属する当期純損失			△253,891		△253,891	△253,891
自己株式の処分		△13,981		22,080	8,099	8,099
資本金から剰余金への振替	△449,796	449,796			-	-
当期変動額合計	△449,796	435,815	△253,891	22,080	△245,792	△245,792
当期末残高	50,000	931,868	107,845	△4,055	1,085,658	1,085,658

貸借対照表

(2022年11月30日現在)

(単位：千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)		(負債の部)	
流動資産	1,759,287	流動負債	805,577
現金及び預金	1,214,072	買掛金	20,209
売掛金	453,204	短期借入金	50,000
棚卸資産	3,287	1年以内返済長期借入金	441,534
前払費用	65,572	リース債務	3,592
その他の金	26,937	未払金	27,788
貸倒引当金	△3,786	未払費用	197,286
固定資産	2,020,192	未払法人税等	5,138
有形固定資産	897,681	預り金	20,237
建物	461,786	前受収益	8,296
建物附属設備	214,662	賞与引当金	1,751
構築物	7,414	その他の	29,742
機械及び装置	510	固定負債	2,051,211
工具、器具及び備品	60,283	長期借入金	2,042,708
土地	303,131	繰延税金負債	340
建設仮勘定	88,089	資産除去債務	1,175
減価償却累計額	△184,538	その他の	6,986
減損損失累計額	△53,658	負債合計	2,856,788
無形固定資産	48,458	(純資産の部)	
のれん	8,673	株主資本	922,691
借地権	30,719	資本金	50,000
商標	3,899	資本剰余金	955,987
ソフトウェア	5,166	資本準備金	491,796
投資その他の資産	1,074,051	その他資本剰余金	464,190
投資不動産	315,223	利益剰余金	△79,239
減価償却累計額	△3,717	その他利益剰余金	△79,239
関係会社株式	606,302	繰越利益剰余金	△79,239
出資金	50	自己株式	△4,055
長期貸付金	7,138		
関係会社長期貸付金	30,000		
長期前払費用	13,256		
その他の	105,798		
資産合計	3,779,480	純資産合計	922,691
		負債・純資産合計	3,779,480

損益計算書

(2021年12月1日から
2022年11月30日まで)

(単位：千円)

科 目	金 額	金 額
売上高		2,748,852
売上原価		2,528,115
売上総利益		220,736
販売費及び一般管理費		350,032
営業損失		129,295
営業外収益		
受取利息	382	
受取配当金	0	
受取家賃	15,604	
雇用調整助成金	3,592	
新型コロナウイルス感染症による助成金収入	300	
新型コロナウイルス感染症拡大防止協力金	25,236	
雑収入	15,142	60,257
営業外費用		
租税公課	20,267	
減価償却費	3,718	
支払利息	9,200	
雑損失	22,321	55,508
経常損失		124,546
特別利益		
固定資産売却益	9,884	9,884
特別損失		
固定資産売却損失	48	
減損損失	47,897	47,946
税引前当期純損失		162,608
法人税、住民税及び事業税	5,138	
法人税等調整額	△626	4,511
当期純損失		167,120

株主資本等変動計算書

(2021年12月1日から
2022年11月30日まで)

(単位：千円)

	株主資本				
	資本金	資本剰余金			利益剰余金
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計	その他利益剰余金 特別償却準備金
当期首残高	499,796	491,796	28,375	520,171	1,454
当期変動額					
当期純損失				－	
特別償却準備金の取崩し				－	△1,454
自己株式の処分			△13,981	△13,981	
資本金から剰余金への振替	△449,796		449,796	449,796	
当期変動額合計	△449,796	－	435,815	435,815	△1,454
当期末残高	50,000	491,796	464,190	955,987	－

(単位：千円)

	株主資本					純資産合計
	利益剰余金			自己株式	株主資本合計	
	その他利益剰余金		利益剰余金合計			
	繰越利益剰余金	その他利益剰余金合計				
当期首残高	86,426	87,880	87,880	△26,136	1,081,712	1,081,712
当期変動額						
当期純損失	△167,120	△167,120	△167,120		△167,120	△167,120
特別償却準備金の取崩し	1,454	－	－		－	－
自己株式の処分		－	－	22,080	8,099	8,099
資本金から剰余金への振替		－	－		－	－
当期変動額合計	△165,666	△167,120	△167,120	22,080	△159,021	△159,021
当期末残高	△79,239	△79,239	△79,239	△4,055	922,691	922,691

独立監査人の監査報告書

2023年2月3日

AHCグループ株式会社
取締役会 御中

EY新日本有限責任監査法人

東京事務所

指定有限責任社員 公認会計士 丸山 高雄
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 千足 幸男
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、AHCグループ株式会社の2021年12月1日から2022年11月30日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、AHCグループ株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

独立監査人の監査報告書

2023年2月3日

AHCグループ株式会社
取締役会 御中

EY新日本有限責任監査法人

東京事務所

指定有限責任社員 公認会計士 丸山 高雄
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 千足 幸男
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、AHCグループ株式会社の2021年12月1日から2022年11月30日までの第13期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書(以下「計算書類等」という。)について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監査役会の監査報告書 謄本

監 査 報 告 書

当監査役会は、2021年12月1日から2022年11月30日までの第13期事業年度の取締役の職務執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき審議の結果、監査役全員の一致した意見として本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査室その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
 - ① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。
 - ② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社からなる企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制(内部統制システム)について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
 - ③ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」(会社計算規則第131条各号に掲げる事項)を「監査に関する品質管理基準」(平成17年10月28日企業会計審議会)等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類(貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表)及びその附属明細書並びに連結計算書類(連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表)について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。
- ④ 事業報告に記載されている親会社等との取引について、当該取引をするに当たり当社の利益を害さないように留意した事項及び当該取引が当社の利益を害さないかどうかについての取締役会の判断及びその理由について、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人EY新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人EY新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2023年2月3日

AHCグループ株式会社 監査役会

常勤監査役(社外) 山 口 進 ㊞
 監 査 役(社外) 河 野 博 紀 ㊞
 監 査 役(社外) 村 山 輝 紀 ㊞

以 上

株主総会参考書類

議案及び参考事項

第1号議案

剰余金の処分の件

当社は、当事業年度末において繰越利益剰余金の欠損額79,239,631円を計上しております。つきましては、現在生じている繰越利益剰余金の欠損を補填し財務体質の健全化を図ることを目的として、会社法第452条の規定に基づき、その他資本剰余金の一部を取り崩し、繰越利益剰余金へ振り替えを行うものであります。

1. 剰余金の処分に関する事項

(1) 減少する剰余金の項目とその額

その他資本剰余金 79,239,631円

(2) 増加する剰余金の項目とその額

繰越利益剰余金 79,239,631円

2. 剰余金の処分が効力を生ずる日

2023年2月28日

第2号議案

定款の一部変更の件

1. 提案の理由

- (1) 当社の事業目的の記載を労働者派遣法の改正に適合させる必要があるため、当社の定款第2条を変更するものであります。
- (2) 「会社法の一部を改正する法律」(令和元年法律第70号)附則第1条ただし書きに規定する改正規定が2022年9月1日に施行され、株主総会資料の電子提供制度が導入されたことにともない、次のとおり定款を変更するものであります。
 - ① 株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとる旨を定款に定めることが義務付けられたことから、変更案第15条(電子提供措置等)第1項を新設するものであります。
 - ② 株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとる事項のうち、書面交付を請求した株主に交付する書面に記載する事項の範囲を法務省令で定める範囲に限定することができるようにするため、変更案第15条(電子提供措置等)第2項を新設するものであります。
 - ③ 株主総会資料の電子提供制度が導入されますと、現行定款第15条(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)の規定は不要となるため、これを削除するものであります。
 - ④ 上記の削除される規定の経過措置等に関する附則を設けるものであります。なお、本附則は期日経過後に削除するものいたします。

2. 変更の内容

変更の内容は、次のとおりであります。

なお、本定款変更の効力は、本定時株主総会の終結の時をもって生じることとしたいと存じます。

(下線部は変更部分を示します。)

現行定款	変更案
<p>(目的) 第2条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。</p> <p>1～29. 《条文省略》 30. 一般労働者派遣事業および特定労働者派遣事業 31～34. 《条文省略》 35. 前各号に付帯する一切の業務</p> <p>(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供) 第15条 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類および連結計算書類に記載または表示をすべき事項に係る情報を、法務省令に定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。</p> <p>《新設》</p> <p>《新設》</p>	<p>(目的) 第2条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。</p> <p>1～29. 《現行どおり》 30. 労働者派遣事業 31～34. 《現行どおり》 35. 前各号に付帯する一切の業務</p> <p>《削除》</p> <p>(電子提供措置等) 第15条 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとるものとする。 2 当社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部又は一部について、議決権の基準日までに書面交付請求した株主に対して交付する書面に記載しないことができる。</p> <p>(附則) (株主総会資料の電子提供に関する経過措置) 第1条 2022年9月1日から6か月以内の日を株主総会の日とする株主総会については、変更前定款第15条(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)は、なお効力を有する。 2 本附則は、2022年9月1日から6か月を経過した日又は前項の株主総会の日から3か月を経過した日のいずれか遅い日後にこれを削除する。</p>

第3号議案

取締役6名選任の件

取締役全員(7名)は、本総会終結の時をもって任期満了となります。つきましては、社外取締役1名を含む取締役6名の選任をお願いしたいと存じます。

取締役候補者は、次のとおりであります。

1. ^{あらか}荒木 ^{よしたか}喜貴

再任

生年月日	1975年5月19日	所有する当社の株式数	1,086,000株
略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	1998年4月 ウシオ電機株式会社 入社 2001年10月 ワタミ株式会社 入社 2007年5月 介護ジャパン株式会社設立 代表取締役 2010年1月 当社設立 代表取締役社長(現任)		
取締役候補者とした理由	経営者として優れたリーダーシップを発揮し、当事業を拡大してきました。その豊富な事業経験や幅広い知識と見識から、引き続き取締役として選任をお願いするものであります。なお、同氏の保有株式数は、同氏の資産管理会社YHC株式会社が所有する株式数を含めております。		

2. ^{つちやま}土山 ^{しげた}茂太

再任

生年月日	1973年7月1日	所有する当社の株式数	93,377株
略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	1998年6月 ワタミ株式会社 入社 2007年5月 介護ジャパン株式会社設立 取締役 2010年1月 当社設立 取締役 2018年6月 当社取締役 管理本部長 2021年2月 当社取締役 副社長兼管理本部長(現任)		
取締役候補者とした理由	当事業全般における豊富な業務経験と実績を有し、現在も管理本部長として経営体制の強化にあたり重要な役割を担っていることから、引き続き取締役として選任をお願いするものであります。なお、同氏の保有株式数は、同氏の資産管理会社G2株式会社が所有する株式数を含めております。		

3. 吉元 幸次郎

再任

生年月日	1977年9月22日	所有する当社の株式数	40,261株
略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	2000年4月 株式会社フィース 入社 2001年8月 ワタミ株式会社 入社 2008年3月 介護ジャパン株式会社 取締役 2010年1月 当社設立 取締役 2017年2月 介護ジャパン株式会社 代表取締役(現任) 2017年12月 当社取締役 介護本部長(現任) 2022年9月 株式会社RAISE 代表取締役(現任) 2022年9月 株式会社CONFEL 代表取締役(現任)		
取締役候補者とした理由	介護部門における豊富な業務経験と実績を有し、現在も介護本部長として重要な役割を担っていることから、引き続き取締役として選任をお願いするものであります。		

4. 濱田 友則

再任

生年月日	1976年9月8日	所有する当社の株式数	327株
略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	2000年4月 プラザ商事株式会社 入社 2012年10月 当社入社 2016年7月 当社執行役員 福祉本部長 2018年2月 当社取締役 福祉本部長(現任)		
取締役候補者とした理由	福祉部門における豊富な業務経験と実績を有し、現在も福祉本部長として重要な役割を担っていることから、引き続き取締役として選任をお願いするものであります。		

- ております。同氏の再任が承認された場合、引き続き独立役員となる予定であります。
- 当社は、寺部達朗氏との間で責任限定契約を締結しており、任務を行ったことにより会社に損害を与えた場合において、その職務を行うことにつき善意でかつ重大な過失がないときは、会社法第425条第1項に規定する最低責任限度額を限度として損害賠償責任を負うものとしております。なお、寺部達朗氏の再任が承認された場合、当社は同氏との間の上記責任限定契約を継続する予定であります。
 - 社外取締役小林典史氏は、本総会終結の時をもって任期満了により退任いたします。
 - 当社は、役員等賠償責任保険契約を保険会社と締結しており、各候補者は当該保険契約の被保険者となります。なお、当該保険契約の内容の概要等は事業報告12ページをご参照ください。また、次回更新時には同様の内容での更新を予定しております。
 - 取締役候補者荒木喜貴氏は当社の経営を支配している者であります。

第4号議案

監査役3名選任の件

監査役全員(3名)は、本総会終結の時をもって任期満了となります。つきましては、監査役3名の選任をお願いしたいと存じます。

なお、本議案に関しましては、監査役会の同意を得ております。

監査役候補者は、次のとおりであります。

1. やまぐち すすむ
山口 進

再任

社外監査役候補者

独立役員候補者

生年月日	1950年7月21日	所有する当社の株式数	2,000株
略歴、地位及び重要な兼職の状況	1974年4月 株式会社ヒューマックス 入社 1992年8月 ワタミ株式会社 入社 2003年8月 株式会社三光マーケティングフーズ 入社 2006年2月 康正産業株式会社 入社 2010年9月 株式会社三光マーケティングフーズ 入社 常勤監査役 2017年2月 当社監査役(現任)		
社外監査役候補者とした理由	事業会社における監査役の実験と幅広い知見を有しており、客観的・中立的な立場から業務執行の監督を担っていることから、引き続き社外監査役として選任をお願いするものであります。		

2. 河野 博紀

再任

社外監査役候補者

独立役員候補者

生年月日	1978年6月19日	所有する当社の株式数	—
略歴、地位及び重要な兼職の状況	2011年8月 税理士登録 2011年9月 河野博紀税理士事務所 代表(現任) 2013年12月 山電産業株式会社 監査役(現任) 2015年9月 LIBERA株式会社 監査役(現任) 2017年1月 株式会社ワイケー東京 監査役(現任) 2017年4月 当社監査役(現任)		
社外監査役候補者とした理由	税理士として会計・税務全般について高度な専門知識と豊富な経験を有しており、幅広い知見に基づく助言・牽制を担っていることから、引き続き社外監査役として選任をお願いするものであります。		

3. 村山 輝紀

再任

社外監査役候補者

独立役員候補者

生年月日	1971年10月9日	所有する当社の株式数	—
略歴、地位及び重要な兼職の状況	2002年10月 弁護士登録 新井法律事務所入所 2014年7月 新井・天海・村山法律事務所(現、法律事務所 芝公園パートナーズ) パートナー弁護士(現任) 2017年5月 当社監査役(現任)		
社外監査役候補者とした理由	弁護士として法務全般について高度な専門知識と豊富な経験を有しており、幅広い知見に基づく助言・牽制を担っていることから、引き続き社外監査役として選任をお願いするものであります。		

- (注) 1. 各候補者と当社の間には、特別の利害関係はありません。
2. 山口進氏、河野博紀氏及び村山輝紀氏は、社外監査役候補者であります。
3. 山口進氏、河野博紀氏及び村山輝紀氏は、現在当社の社外監査役であります。社外監査役としての在任期間は、本総会終結の時をもって山口進氏は6年0か月、河野博紀氏は5年10か月、村山輝紀氏は5年9か月となります。
4. 当社は、山口進氏、河野博紀氏及び村山輝紀氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。各氏の再任が承認された場合、引き続き独立役員となる予定であります。
5. 当社は、河野博紀氏及び村山輝紀氏との間で責任限定契約を締結しており、任務を行ったことにより会社に損害を与えた場合において、その職務を行うことにつき善意でかつ重大な過失がないときは、会社法第425条第1項に規定する最低責任限度額を限度として損害賠償責任を負うものとしております。なお、各氏の再任が承認された場合、当社は各氏との間の上記責任限定契約を継続する予定であります。
6. 当社は、役員等賠償責任保険契約を保険会社と締結しており、各候補者は当該保険契約の被保険者となります。なお、当該保険契約の内容の概要等は事業報告12ページをご参照ください。また、次回更新時には同様の内容での更新を予定しております。

本株主総会終結の時をもって、当社の会計監査人であるEY新日本有限責任監査法人は任期満了により退任となりますので、監査役会の決定に基づき、新たに史彩監査法人を会計監査人に選任することにつき、ご承認をお願いするものであります。

監査役会が史彩監査法人を会計監査人候補者とした理由は、同監査法人の監査体制、経験、専門性等の職務遂行能力及び独立性、品質管理体制等を総合的に検討した結果、当社の事業規模に適した新たな視点での監査が期待できることから、適任であると判断したことによるものであります。

会計監査人候補者は、次のとおりであります。

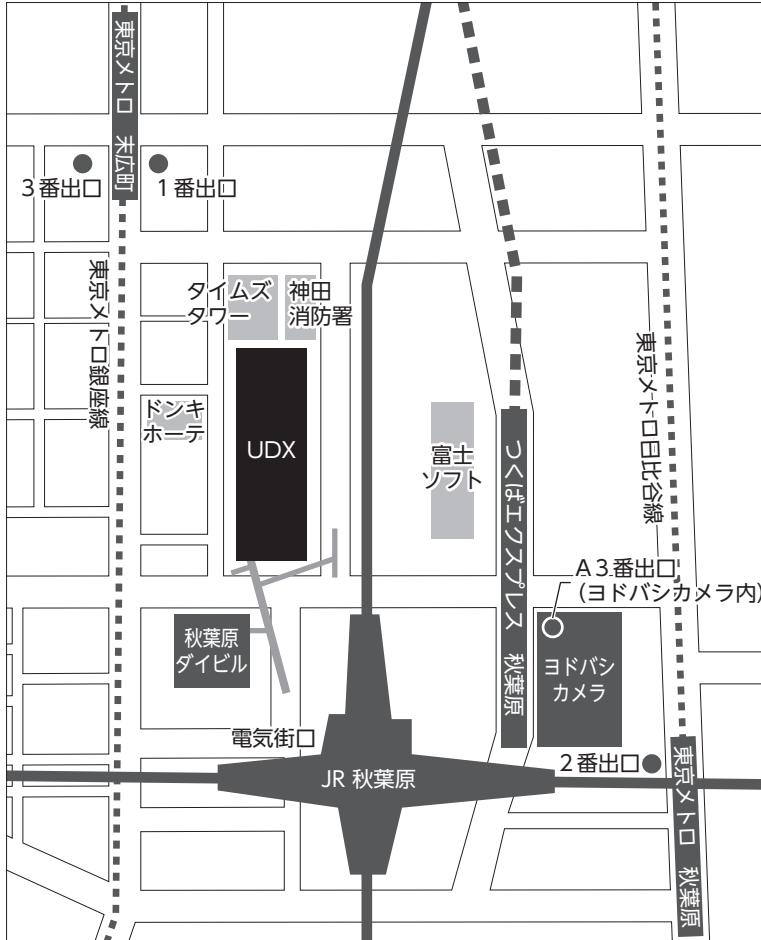
(2022年10月31日現在)

名 称	史彩監査法人		
所 在 地	東京都港区南青山二丁目27番27号 丸八青山ビル6階		
沿 革	2017年3月 史彩監査法人 設立		
概 要	資 本 金	2,500万円	
	構 成 人 員	代表社員 (公認会計士)	2名
		社員 (公認会計士)	6名
		職員 (嘱託含む)	38名
合計		46名	
関 与 会 社	40社		

以 上

株主総会会場ご案内図

会 場 東京都千代田区外神田4-14-1
秋葉原UDX南ウイング6F
秋葉原UDXカンファレンスA・B



交通のご案内

J R 秋葉原駅徒歩 2分

- ① 「電気街口」改札出て右
- ② 駅前広場よりUDXビル2F直結のアキバブリッジへ
- ③ 大型ビジョンの右下オフィスエントランスへ

東京メトロ銀座線
末広町駅徒歩 3分

- ① 「1番出口」「3番出口」
中央通りを東京(南)方面へ
- ② 交差点を東側へ
ビル1F南西部より
階段、又はエスカレーターにて
2Fへ

つくばエクスプレス
秋葉原駅徒歩 3分

- ① 「A1出口」より
東西連絡通路を西側へ
- ② J R 電気街口改札前を北側へ
- ③ J R 秋葉原駅から同じルートへ

東京メトロ日比谷線
秋葉原駅徒歩 4分

- ① 「2番出口」より
昭和通りを上野(北)方面へ
- ② 大型ビジョンの右下オフィスエントランスへ